

大学設置の趣旨及び必要性について

1 これまでの本市における看護師養成の実績とあり方の検討

本市では、看護師養成の取組として、新規養成、再就業支援、定着促進を3本の柱として看護短期大学の運営や、修学資金や奨学金による学生への経済的支援及び民間が運営する看護師養成所への財政支援による新規養成の推進、一時的に看護業務から離れている看護師免許所持者の再就業支援、市内医療機関等の事業所への定着促進について取組んできた。

平成7（1995）年4月には「市立看護短期大学（1学年定員80人）」を設置し、短期間（3年間）で看護師を新規養成できるメリットを活かし、市内の医療機関等に看護師を供給してきた。また、同年4月に本市の出資法人である一般財団法人川崎市看護師養成確保事業団が准看護師を看護師に養成する「川崎看護専門学校（1学年定員40人）」を設立した。さらに、市内において3年間で看護師を養成する「聖マリアンナ医科大学看護専門学校（1学年定員80人）」及び准看護師を看護師に育成する「高津看護専門学校（1学年定員40人）」の運営を支援し、市内で年間240人の看護師を市内の医療機関等に供給してきた。

<市立看護短期大学における卒業生の進路（平成29（2017）～令和元（2019）年度）>

年 度	平成29（2017）	平成30（2018）	令和元（2019）
卒 業 生	79 人	77 人	73 人
市内就職者	51 人	42 人	43 人
県内就職者 ※市内就職者を除く。	8 人	16 人	15 人

その一方で、社会環境や医療・看護を取り巻く状況の変化や看護職に求められる資質、能力の変化などへの対応のため、平成21（2009）年度に外部委員を入れて行った「市立看護短期大学のあり方検討」を皮切りに、短期大学のあり方について検討を続けてきた。

平成29（2017）年度に川崎市役所内部に設置した「今後の看護師養成確保対策について」を検討する会議体において、『平成7（1995）年の看護短期大学の設立以降、平成8（1996）年及び平成21（2009）年の2度にわたる保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により、看護師養成所の教育内容が増加し、看護短期大学の現行カリキュラムが過密になっている。』、『これまでの約9年にわたる検討経緯や学生の4年制大学志向化の状況を踏まえつつ、高度医療や、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師を養成するための新たなカリキュラムを編成するには、4年課程

への移行が必須である。』といったことから、『今後の本市の看護師養成確保対策の主要な取組として、看護短期大学については、医療の高度化、多様化への的確な対応や、地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成するため、令和4（2022）年4月の開学に向けて4年制大学化の取組を進める。』こととした「（仮称）川崎市立看護大学整備基本計画」を策定した。併せて、准看護師を看護師に養成する「川崎看護専門学校」については、平成24（2012）年度に神奈川県が准看護師養成を停止し、自衛隊横須賀病院准看護学院を除く県内の准看護師養成学校が閉校したことにより、准看護師の入学者の確保が困難な状態となってきたため、令和3（2021）年3月末をもって閉校することとした。

2 本市における人口及び医療需要の将来推計

現状、全国的に人口が減少している中、本市は政令指定都市の中で、市民の平均年齢が最も低い都市ではあるが、本市が平成29（2017）年に行った「将来人口推計」によると、少子高齢化がさらに進展し、令和12（2030）年には人口増加がピーク（158万7千人（推計値））を迎え、その後人口減少に転換することが見込まれており、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少が予測されている。

さらに、令和2（2020）年には65歳以上の老年人口は、32万2千人（総人口比21.0%）になり、「超高齢社会」が到来すると共に、人口のピークとなる令和12（2030）年を経て、令和42（2060）年には現役世代約1.5人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれている。

このような状況の中で、神奈川県地域医療構想（平成28（2016）年10月策定）における本市の医療需要の将来推計では、平成25（2013）年と比較して令和7（2025）年には入院、在宅医療など推計されている全ての分野で増加することが予想されている。こうしたことから、それらの医療需要を支える重要な医療従事者である本市の看護師の需要は今後も増え続けることが予想される。

3 神奈川県及び本市における今後の看護職員需要の見通し

本市における平成30（2018）年12月31日現在の看護職員数は13,071人で、その内訳は、保健師293人、助産師402人、看護師11,099人、准看護師1,277人となっており、看護師を筆頭に看護職員数は概ね増加傾向にある。しかし、人口10万人対の看護職員数を全国平均と比較すると、総数は全国1275.6人に対して861.9人、保健師は全国41.9人に対して19.3人、助産師は全国29.2人に対して26.5人、看護師は全国963.8人に対して731.9人、准看護師は全国240.8人に対して84.2人でいずれも全国平均よりも低い数値となっている。神奈川県内ほとんどの准看護師養成学校が閉校したことから、准看護師については全国平均との乖離が大きくなっているが、保健師と看護師についても、全国平均と比べて乖離があり、また前述の通り令和7

(2025) 年に向けて在宅医療も含めた医療需要の増大が見込まれている。

また、令和元(2019)年11月15日付けで報告された厚生労働省における看護職員需給分科会の「医療従事者の需給に関する検討会(中間とりまとめ)」に向け、令和7(2025)年度における看護職員需要について神奈川県が独自に推計を行っており、そこでは県域全体における需要数103,907人に対し供給が85,084人で、不足数は18,823人、充足率は81.9%となっている。これは本市においても同様の状況であると捉えており、今後も相当数の看護師をはじめとした看護職員養成が必要になると考えられる。

4 看護系大学の全国的な増加と市立看護短期大学の課題

全国的な看護師不足を背景に、看護系大学(看護師養成のための教育課程を有する大学)が急増しており、平成3(1991)年に11校であった看護系大学数は、令和元(2019)年10月31日時点で285校(文部科学省:令和元(2019)年度看護師・准看護師養成施設・入学定員年次別推移一覧より)まで増えている。一方で、看護短期大学数は減少してきており、本市が運営する市立看護短期大学は現在、国公立で全国唯一の看護短期大学となっている。

また、看護教育においては、地域包括ケアシステムの構築や多職種連携・チーム医療の推進など社会の変化に対応できる質の高い人材の養成が国において議論されるようになり、短期大学には3年間で看護師を養成できるメリットがある一方、現在の短期大学におけるカリキュラムは過密であることから、カリキュラムの更なる充実を図ることが難しく、短期大学における看護師養成の課題となるようになった。

全国的に看護系大学が急増していることや、本市における大学進学者のうち約95%が4年制大学へ進学している状況がある中で、市立看護短期大学における一般入学試験受験者数が減少傾向となってきており、学生の確保が困難になってきている。

また、「川崎市看護協会」から、平成24年度以降、「川崎市立看護短期大学を4年制の大学に移行し、質の高い看護師の養成していくこと」について要望が出されている。

5 看護基礎教育に関する社会的動向

平成29(2017)年10月に文部科学省が、全国の看護系大学が看護師養成教育において共通して取り組むべき内容として、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を提示し、この中で看護師の役割や看護の場の多様化が課題とされており、4年間の大学教育の充実を図ることが求められている。

また、厚生労働省においても、平成30年度から「看護基礎教育検討会」を設置し、看護師の資質の向上に向けた教育の充実についての議論が進められており、この中で医療の高度化や医療ニーズの多様化に対応できると共に、病院・地域のいずれにおい

ても、必要な看護を実践することができる高い能力と役割が、これからの看護師に求められていると指摘され、この検討会における令和元（2019）年10月15日付けの報告書の中で看護師教育の必要単位数が97単位から102単位に増加した。

6 本市における地域包括ケアシステム構築に向けた取組

本市では、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎を目指し、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和により、市政をバランスよく進めるために「川崎市総合計画」を策定している。この中の「成熟戦略」として「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築」を目標として掲げている。さらにこの計画の下で、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、「かわさき保健医療プラン[2018-2023]」や「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」などの個別計画の上位概念として位置付けている。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けた看護職の取組としては、本市各区において、保健師が地区担当制の中でワークショップ等を活用した地域づくりを通じ、地域におけるセルフケア意識の醸成や予防活動などを行っている他に、地域包括支援センターにおいては、保健師をはじめ、社会福祉士、介護支援専門員などの多職種が連携しながら、保健師はサービスの利用者やその家族への介護サービスの相談や、医療機関などの紹介・調整、一人暮らし高齢者宅への家庭訪問、健康づくり教室の開催、地域の見守りボランティアの参加呼びかけなど、積極的に地域とかわかり、相談者や地域の人々の生活に寄り添い、健康をサポートすることで地域住民の地域での暮らしを支えている。

新たな大学の設置に向けた取組も、本市の地域包括ケアシステム構築に向けた取組の一環として進められているものであり、前述の基本計画も、上記の「川崎市総合計画」において位置づけられている、「かわさき保健医療プラン」に基づいたものである。

7 4年制大学の設置と市立看護短期大学の閉学

医療の高度化・医療ニーズの多様化に的確に対応していくとともに、本市の重要施策である地域包括ケアシステムの構築に向け、医療的ケアを必要とする人でも、医療機関への入院等に限らず、その本人が住み慣れた場所や望む場所で生活し続けるために、的確に医療サービス等を提供できる看護師の養成、多職種が連携する際に的確な対応ができる看護師の養成、さらには、災害時における的確に対応できる看護師の養成が求められている。

しかしながら、厚生労働省の「看護基礎教育検討会」などでも議論されている通り、これら看護師を養成していくためには充実した内容の教育が必要となるが、3年間の教育課程である短期大学においてはこれ以上のカリキュラムの充実を図ることが難しい状態である。

こうしたことから令和4（2022）年4月の開学を目指し、看護の単科大学である4年制大学を設置することとした。また一方で、短期大学は令和3年度入試を最後として募集停止することとした。

短期大学では「社会の保健医療の向上に寄与しうる有能な人材を育成」することを開学の目的としていたが、新たな4年制大学では看護師に求められる役割の多様化を鑑み、「地域包括ケアシステムに資する人材を養成」することとする。また、教育課程は短期大学において「対象の状態・状況に応じた看護実践ができるようにする」ことを目指して看護教育を実践してきたが、新たな4年制大学においては、一般教養、専門分野等のカリキュラムの充実を図ると共に、人々の生活・社会と健康との関係等の理解の促進や、数理統計の基礎力を養うことなどを目的として、本市の社会資源や本市の統計情報等を講義・演習に活用するなどの、新たな要素を加えていくこととする。教員組織においても短期大学では領域を分けて教員組織を編成し、それぞれの専門性に分化してきたが、新たな4年制大学においては、近い領域を統合し、専門性を融合することで複雑多様化する看護ニーズに対応する教育を実践していくこととする。

8 保健師養成について

保健師の仕事は、地域における乳幼児から高齢者まで幅広い世代と関わり、住民の保健指導や健康管理を通じて健康増進や生活の質の向上をサポートすること等がある。その他の役割として、病気の発症予防や健康づくりの支援、感染症発生時や災害発生時の住民の健康管理を行うことや、虐待の疑いのある家庭や認知症高齢者の家庭を訪問し相談に乗るなど、その活動場所は拡大し、地域包括ケアシステムの構築に欠かすことの出来ない重要な役割を担っており、本市においても、前述の通り各区において保健師は活動を行っている。

このような重要な役割を果たす保健師であるが、前述の通り本市においては人口10万人対の看護職員数を全国平均と比較すると、保健師は全国41.9人に対して19.3人と乖離が大きくなっている。

また、厚生労働省の行った「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」によると、保健師学校養成所卒業生のうち、卒業後すぐに保健師として就業した者の8割以上が保健所、市町村のいわゆる行政機関に就業していることがわかる。本市においても、優秀な保健師人材を求めており、より多くの保健師を養成することでその確保に向けた一助となると考えられる。

これらのことから、地域包括ケアシステムの構築に向けて重要な役割を果たす保健師の養成が必要であり、本市の職員採用における安定的な保健師確保による地域包括ケアシステム構築の取組を推進する必要もあることから、本学に保健師課程を設置することとする。なお、保健師課程は4年間の看護課程の中に設けることとし、保健師課程に進む学生は、取得を要する単位数の増加に対応できる成績優秀者等を選抜することとする。

9 設置の趣旨

地域包括ケアシステム構築の取組が全国的に進められている中で、保健師は本来担う役割である訪問指導、健康相談、健康教育、その他の直接的な保健サービス等の提供、住民の主体的活動の支援、災害時支援、健康危機管理などの保健活動が地域包括ケアシステム構築に直結するものであるが、看護師の置かれている状況は、少子高齢化の進展や医療技術の進歩、医療提供の場の多様化等により、国や日本看護協会などの関係機関における議論等において、求められる役割が大きく変わってきている。厚生労働省による衛生行政報告の就業医療関係者統計によると病院に勤務する看護師は、平成16年の76.6%から年々減少し、平成30年度には70.9%となっていることから、看護師の主たる活躍の場は病院から、さらに幅広い様々な場に広がっていることが読み取れる。同報告において、地域における在宅医療を支える訪問看護ステーションにおいては3.0%から4.2%に、医療、介護が必要になっても病院以外で暮らし続けるための介護保険施設も4.8%から7.3%に増加している。

これからの看護師に求められる役割は、日々進化を続ける医療の高度化、医療ニーズの多様化に適切に対応すると共に、地域においても広く活躍するために科学的根拠を持って論理的に「思考し、実践できること」が重要になる。

病院では患者を受け入れきれない状況によって療養の場が医療機関から暮らしの場へ移行することから、人々が疾病や障害と共に暮らすことになっても出来るだけ「生活の質」を維持し、尊厳を持ってその人らしく生活できるように支えることが求められるようになってきている。

また、高齢化が進展する状況においては、健康寿命の延伸が重要であり、生活習慣病予防、重症化予防、介護予防など、予防の重要性が一段と増しており、地域において人々が自分自身の健康を管理する意識の向上や、地域の中でお互いに助け合う意識を高める支援などの自助互助の意識の醸成として「予防的視点」が重要になる。

さらに、患者の命を守るために患者・住民に質の高い医療・介護などのサービスが必要な時に提供されることが重要で、在宅療養から病院に入院する際や、病院を退院した後、在宅療養を送る際などにも「切れ目なく適切な医療が提供」されることが重要となる。

高齢化の進展によって医療・介護・福祉ニーズが増大し、病床機能の分化、在宅医

療が推進される中、人口減少による生産年齢人口の減少局面においては、限られた人材で対応することが求められている。そのため、看護師には「多職種と連携」して質が高くより効果的に医療を提供する必要性も高まっている。

高齢化社会の到来は同時に多くの方が亡くなる社会となることも意味しているが、平成 20 年度の全国調査によると、死期が迫った時の療養生活を送る場として、60%以上が自宅を希望すると回答しているとの結果が出ている事や、本市の実施した人口動態統計における死亡場所の推移の調査においても、病院で亡くなる方の割合が平成 16 (2004) 年に 82.0%であったものが平成 29 (2019) 年では 69.1%までに減少している。このような状況において、人生の最終段階を人としての尊厳を保持しながら、死を迎えられるように支える「看取り」は看護師に求められる重要な役割と考えられる。

また、現在の新型コロナウイルスに見られるような国際化により流入してくる新興感染症や地球温暖化を背景に流入し始めたマラリアのような感染症などに迅速に対応することや、自然災害や大規模な事故による災害等に医療職として人々の生活や暮らしを守るために活動する「健康危機管理の視点」など、看護師は多様な役割を果たすことが求められている。

保健師においては、これら看護師に求められる全ての役割を担うことを前提として、特に医療機関という枠を超えた幅広い機関、組織との多職種連携や、施策やシステムづくりという観点から広く地域包括支援システムの構築に貢献していくことが求められる。

このような多様化に対応するため、新たな大学の設置の趣旨は次の通りとなる。

【設置の趣旨】

看護基礎教育における教育の質を高め、医療機関はもとより地域の様々な場で活躍することができ、地域包括ケアシステムに資する人材を養成し、地域社会における健康と福祉の向上に貢献する。

ここに定める地域包括ケアシステムに資する人材として看護師及び保健師に求められる能力は、上述した看護師や保健師の置かれている状況を鑑み、①高度化、専門化し続けている病院や今後活躍が期待される地域で求められる「思考し、実践できること」に加えて、②地域において尊厳を持ってその人らしく生活できるように支えるために「生活の質」についてみること、③どのような健康状態にあってもその人らしく地域で暮らすことを支援していく「予防的視点」を持つこと、④患者の疾病や治療内容を理解してアセスメントし「切れ目なく医療を提供」すること、⑤チームがそれぞれの専門性を適切に発揮して質の高い医療・ケアを効率的・効果的に提供するための「多職種との連携」、⑥人としての尊厳を保持しながら、穏やかに死を迎えられるように看護で支える「看取りへの対応」、⑦災害や感染症等の災害において、発生前・

発災直後から人々の生命や暮らしを守るための「健康危機管理」ができることなどが求められていると考える。

このような人材を養成することを新たな4年制大学の使命とし、教育理念は次の通りとする。

【教育理念】

人口の高齢化及び医療の高度化・医療ニーズの多様化する中、社会は医療、看護、介護、福祉、生活支援等を含めた、地域における包括的なケアを提供できる高度な能力を持った看護職を求めている。そのような社会情勢にあつて、川崎市は出生数や生産年齢人口が多い若い都市であるが、近い将来の高齢者増加に備え、全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指している。

本学は、地域住民との協力体制を構築し、社会資源を活用した教育を行うことにより、社会で生活する人々に対する理解を深め、豊かな人間性と幅広い視野を持ち、科学的根拠と倫理観に基づいて思考し、問題に対応するための看護実践力を通し、地域社会における健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。

また、上記の教育理念の基に養成する人材像は、地域の様々な人々と協働しながら活躍するために「人に寄り添える豊かな人間性」を持ち、高齢化社会において多くの死に直面することが予測される看護師として必要な「生命をいつくしみ、高い倫理性」を持ち、時代の変化に的確に対応するための「先見性、柔軟性、創造性を備え、協働する力」を持ち、病院内に限らず様々な場で活躍することが期待される看護師として「科学的根拠に基づいて思考し、看護を実践する力」を持ち、最終的に「地域包括ケアシステムに資する人材」とし、これを教育目標として表し、以下のように位置付けた。

【教育目標】

- (1) 多様な価値観を受け入れ、人に寄り添える幅広い教養と豊かな人間性を持った看護職者の育成
- (2) 生命をいつくしみ、高い倫理性をもってケアできる看護職者の育成
- (3) 先見性、柔軟性、創造性を持ち、他者や多職種と協働できる看護職者の育成
- (4) 科学的根拠と論理的思考に基づいて実践できる力を有した看護職者の育成
- (5) 地域社会に貢献したいという意欲と能力を持ち、地域包括ケアシステムに資する看護職者の育成

また、このような地域包括ケアシステムに資する人材の育成に向けて、新たな4年制大学におけるディプロマ・ポリシーにおいては、地域包括ケアシステムに資する人

材の養成を目指し、第1に社会人基礎力を置きつつ、倫理性と科学的根拠に基づく判断力、多職種と協働する力、医療の高度化への対応や看護の改善・発展に取り組む力など看護師として必要な能力を有し、地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術を持つ人材に学位を授与することとする。

【ディプロマ・ポリシー】

川崎市立看護大学においては、以下のような資質・能力を身に付け、かつ所定の単位を修得した学生に、学士（看護学）を授与することとする。

- (1) 社会構造の変化を見据え、様々な年代、多様な人々の生活の維持・向上につながる支援を考究し実践できる社会人基礎力
- (2) 高い倫理性と科学的根拠に基づいた判断力を持ち、効率的・効果的に看護を実践できる力
- (3) 先見性、柔軟性、創造性を持ち、他者や多職種と協働して実践できる能力
- (4) 医療の高度化、生活様式や社会の多様化に対応し、看護の改善・発展に取り組むことができる専門職としての基礎力
- (5) 地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術

10 看護の教育・研究

新たな4年制大学は、「地域住民との協力体制を構築し、社会資源を活用した教育を行うことにより、社会で生活する人々に対する理解を深め、豊かな人間性と幅広い視野を持ち、科学的根拠と倫理観に基づいて思考し、問題に対応するための看護実践力を通して、地域社会における健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。」ことを教育理念としている。新たな4年制大学において組織として研究対象とする中心的な学問分野は、病気の予防や健康の維持増進に関する「保健衛生学関係（看護学関係）」となり、特に看護学の専門教育を担当する教員はそれぞれの担当領域に応じた看護学の諸分野の発展に繋がる研究を進めることは元より、その中でも地域住民や社会資源と連携することや、本市が抱える行政課題や地域社会における健康と福祉の向上に寄与できる教育研究を多く行い広く社会に貢献していくことを目指していく。

そのためには、教員同士が共同研究に取り組むことや、本市と連携し本市の保健・医療・福祉・生活に関する統計情報等を活用することなどにより、全ての地域住民を対象とする地域包括ケアシステムの構築、地域社会における健康と福祉の向上、地域社会に貢献する人材の養成が促進されるような研究など、学内の研究促進や本市と密接な連携をとることに取り組んでいく。将来的にはこれらの取組により、本市が抱える行政課題への対応や行政として向かうべき方向性などを提言する機能を担うことを目指していく。